1 川口市配偶者暴力相談支援センターについて

- ◎配暴センター業務実施日時は、火〜金 9:30~17:00※相談予約の受付、証明書等の交付(発行済みの書類の手渡し)は土曜日も対応
- ◎相談日は、毎週火曜・木曜・金曜 10:00~17:00※相談は予約制※女性相談員が対応

2 配偶者暴力相談支援センターとは

配偶者暴力相談支援センターの業務について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第3条第3項に以下のように定められている(要約)。

- ①DV被害者からの相談に応じること/関係機関を紹介する。
- ②被害者の心身の健康を回復させるため、医学的または心理的な指導やその他必要な指導を行う。
- ③被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護(※)を行う。
- ④被害者の自立を促すため、就業の促進、援護等に関する制度の利用等について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ⑤保護命令の制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等を 行う。
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報提供、助言、関係機 関への連絡等を行う。
 - ※一時保護については、県の婦人相談センターが行う。
 - ※県は一時保護の実施、市町村への支援、職務関係者の研修など広域的な施策を行い、市は身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を行うことが役割とされている。